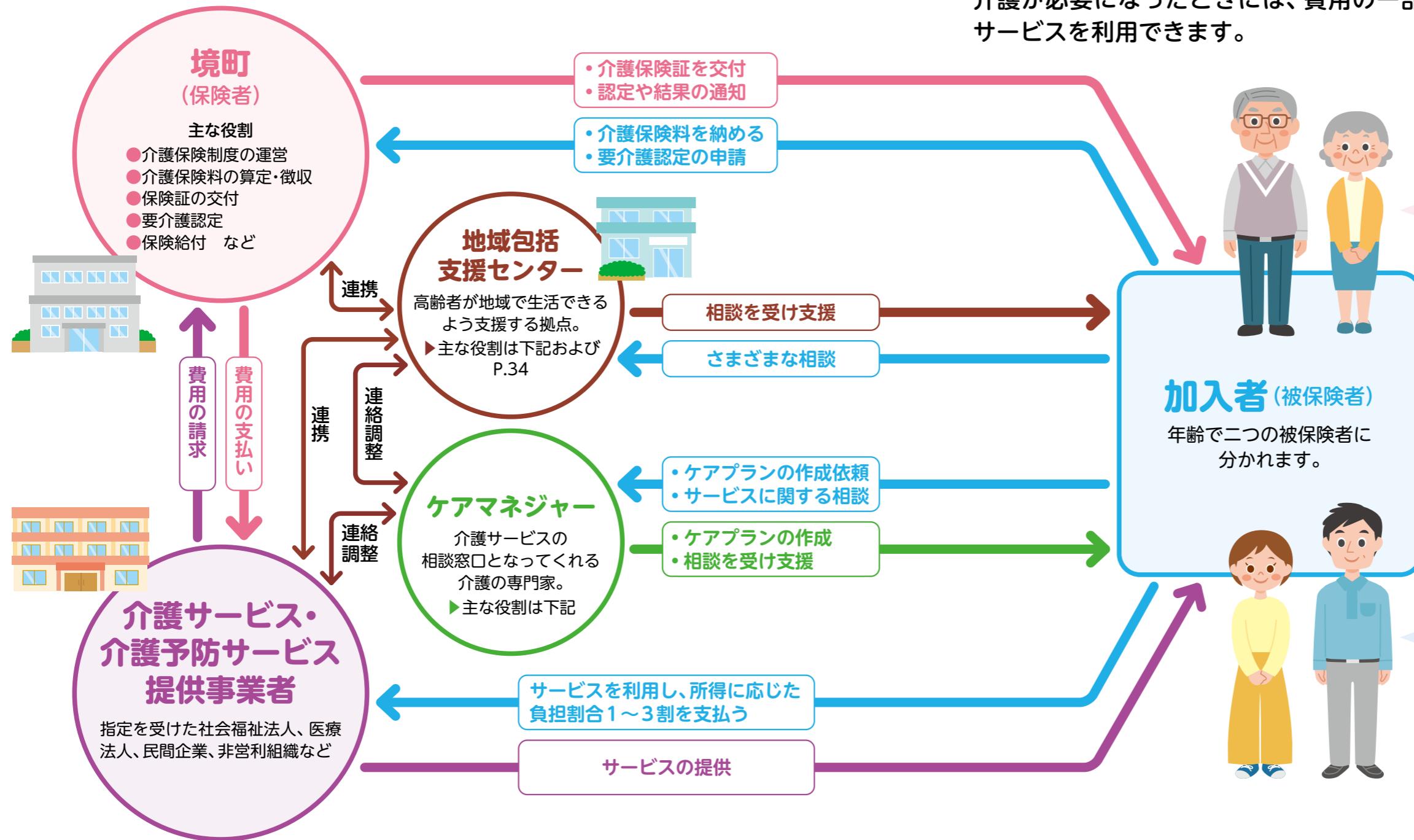


住み慣れた地域でいつまでも元気に



介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんのが加入者(被保険者)となり、保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部(1~3割)を負担することで介護保険サービスを利用できます。

65歳以上の方(第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。
(要介護認定 ▶ P.8~P.9)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。
ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、境町役場介護福祉課へ届け出をお願いします。

40~64歳の方(第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
介護保険の対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた方。
交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。
※介護保険の対象となる病気(特定疾患)には、下記の16種類が指定されています。

「地域包括支援センター」とは?

地域の高齢者のさまざまな困りごとに 対応する総合相談窓口です。

【主にどんなことをするの?】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業など

「ケアマネジャー」とはどんな人?

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直しなど



ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

40~64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾患)

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 筋萎縮性側索硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 後縦靭帯骨化症
- 多系統萎縮症
- 脳血管疾患
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 閉塞性動脈硬化症